

布等、食育の推進を図っています。また、家庭における朝食、早寝早起きなどの基本的生活習慣について、保護者と連携して推進しています。

大型共同作業所明け渡し等訴訟について

藤元議員

前町長時代ですが、平成二十年四月一日、牟岐町はA氏と期限を平成二十三年三月三十一日までとする大型共同作業所の使用賃貸契約を結びました。しかし、期限が過ぎたあとも建物を返還しないばかりか、A氏の親族であるB氏が中国人を居住させ縫製事業を行っていたということです。二十一世紀の日本でこんなことが行われ、しかも、契約期限が切れたあと一年以上も堂々と行われてきた。したがって、訴訟もやむを得ないと理解していましたが、明け渡しを表明し

たといふことで訴訟対象からA氏、B氏を外しました。従業員の中国人はまだしも、肝心のA氏、B氏を訴訟対象から外すことには納得できません。

明け渡しまでの損害金、一ヶ月二万七千円の一部でも支払いはあったのか。また、建物建築後、A氏とは使用賃借契約を結んできたが、町に支払うべきお金の支払いは済んでいるのか。

町長

中国人は出国し、個人二人については、退去の意思が十分確認できたということで訴えを取り下げましたが、会社に対しては、今後裁判が開始され判決が出るものと考えています。

平成二十三年四月一日以降の損害金の支払いは現在のところありません。

作業所の土地、建物は元々無償で契約しているので支払いはありませんが、水道代については滞納があります。

建物の利用計画は、現時

たといふことで訴訟対象からA氏、B氏を外しました。従業員の中国人はまだしも、肝心のA氏、B氏を訴訟対象から外すことには納得できません。

明け渡しまでの損害金、一ヶ月二万七千円の一部でも支払いはあったのか。また、建物建築後、A氏とは使用賃借契約を結んできたが、町に支払うべきお金の支払いは済んでいるのか。

住民福祉課長

元々裁判に至った経過が作業所からの退去というのが最大目標であったため、弁護士との協議の中で取り

下げるのが妥当だと結論に到りました。ただ、法人部分は残っているため、これから裁判が開始され判決

が出されます。したがって、金員の支払いは、法人のみが対象になります。

六月五日の報告会において、埋蔵文化財の本調査に二ヵ月ほどかかる事、調査員は未定との事でした。その後に調査員が決まって調査に取り掛かっているので

水道課長

滞納分については、続けて督促状を出し、お支払いをしていただきたいと思つています。

県立海部病院用地造成事業は遅延なく進んでいるのか

横尾 政明 議員



県立海部病院移転用地

埋蔵文化財調査員は公募により選考し、経費削減を考えています。現時点では決まっていません。

工程表を作成し、余裕をもつた進捗状況の報告を要望します。

町長

埋蔵文化財調査員は公募により選考し、経費削減を考えています。現時点では決まっていません。

病院へのアクセス道路の接続が見直されました。県の説明では、牟岐バイパス